

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百十五号

平成二十五年埼玉県告示第千四百三十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る折原鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

折原鳥獣保護区

### 二 区域

平成五年埼玉県告示第千四百六十六号で告示した区域

### 三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

### 四 保護に関する指針

#### イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### ロ 指定目的

当該区域は、県立長瀬玉淀自然公園内に位置し、荒川右岸の水辺から山間部へと続く、海拔九十メートルから六百メートルにわたる変化に富んだ地形を示し、針葉樹林、広葉樹林等が広がり、数多くの鳥獣の生息が確認されている。区域内における鳥獣の生息状況は良好であり、これらの一層の保護繁殖を図ることを目的とする。